

別 表 1

やまぐち頑張る企業応援プロジェクト 売上拡大事業 助成金に関する事業

I 食品分野

1 商品・製品の改良事業

- ① 商品・製品の開発研究に関する事業
- ② 商品・製品の事業化に関する事業
 - イ 商品・製品の商品化のための試作、改良
 - ロ 商品・製品のデザイン等の改善
 - ハ 商品・製品の分析・調査
- ③ 商品・製品の事業化のために、日本国特許庁へ特許、実用新案、意匠、商標等を新たに出願し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの
- ④ 上記③の知的財産権の取得のための先行調査事業（上記③の出願に付随するものに限る。）
- ⑤ 商品・製品の売上拡大につながる調査（実証実験や比較実験など）
※展示会の出展に係るものは対象外とする。
- ⑥ その他、商品・製品の改良として理事長が適当と認めたもの

2 販路拡大プロモーション事業

- ① 商品・製品の売上拡大につながる動画やコンテンツ制作、HPの修正など
- ② 独自で参加する展示会、商談会、催事等に参加するための費用
- ③ その他、販路拡大プロモーション事業として理事長が適当と認めたもの
※当財団と共同出展する展示会の出展に係るものは対象外とする。

II 製品分野

1 商品・製品の改良事業

- ① 商品・製品の開発研究に関する事業
- ② 商品・製品の事業化に関する事業
 - イ 商品・製品の商品化のための試作、改良
 - ロ 商品・製品のデザイン等の改善
 - ハ 商品・製品の分析・調査
- ③ 商品・製品の事業化のために、日本国特許庁へ特許、実用新案、意匠、商標等を新たに出願し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの
- ④ 上記③の知的財産権の取得のための先行調査事業（上記③の出願に付随するものに限る。）
- ⑤ 商品・製品の売上拡大につながる調査（実証実験や比較実験など）
※展示会の出展に係るものは対象外とする。
- ⑥ その他、商品・製品の改良として理事長が適当と認めたもの

2 販路拡大プロモーション事業

- ① 商品・製品の売上拡大につながる動画やコンテンツ制作、HPの修正など
- ② 独自で参加する展示会、商談会、催事等に参加するための費用
- ③ その他、販路拡大プロモーション事業として理事長が適当と認めたもの
※当財団と共同出展する展示会の出展に係るものは対象外とする。

別 表 2 - 1

事業 区分	助成対象者／助成 率／限度額／期間	事 業 の 内 容	対 象 経 費	
			経費区分	内 容
食 品 分 野	県内中小企業者の 売上拡大のため、出 口を見据えた目利 き者の改良やプロ モーションの助言 等を受けた内容に 関して、売れる商 品・製品へと変身さ せることを希望す る県内中小企業者 ・助成率：1/2以内 ・上限額：500千円 ・期 間：1年以内	1 商品・製品の改良事業 ① 商品・製品の開発研究に関する事業 ② 商品・製品の事業化に関する事業 イ 商品・製品の商品化のための試作、改良 ロ 商品・製品のデザイン等の改善 ハ 商品・製品の分析・調査 ③ 商品・製品の事業化のために、日本国特許 庁へ特許、実用新案、意匠、商標等を新たに出席し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの ④ 上記③の知的財産権の取得のための先行調査事業（上記③の出席に付随するものに限る。） ⑤ 商品・製品の売上拡大につながる調査（実証実験や比較実験など） ※展示会の出展に係るものは対象外とする。 ⑥ その他、商品・製品の改良として理事長が 適当と認めたもの	謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、社員旅費
			開発事業 費	原材料費、機械装置又は工具器具 の購入・借用、製造・改良、据付 け、保守又は修繕に関する経費、 産業財産権等の導入に要する経 費、外注費（試験、検査等を含む）、 コンサルタント料、調査研究費
			庁費	印刷製本費、資料購入費、通信運 搬費、借損料、消耗品費、雑役務 費
			委託費	開発事業費の一部を委託する経費
			知財関連 経費	日本国特許庁への出席及び国内代 理人に要する経費（注：出席と同 時に審査請求を行う場合は、その 経費も対象とする。）
			理事長が 適当と認 める経費	本事業を実施するために理事長が 適当と認める経費
		2 販路拡大プロモーション事業 ① 商品・製品の売上拡大につながる動画やコ ンテンツ制作、HPの修正など ② 独自で参加する展示会、商談会、催事等に 参加するための費用 ③ その他、販路拡大プロモーション事業とし て理事長が適当と認めたもの ※当財団と共同出展する展示会の出展に係るも のは対象外とする。	謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、社員旅費
			庁費	賃借料、印刷製本費、資料購入費、 通信運搬費、借損料、消耗品費、 雑役務費、保険料
			外注費	コンテンツ制作や調査等の一部を 外注する経費
			理事長が 適当と認 める経費	本事業を実施するために理事長が 適当と認める経費

別 表 2 - 2

事業 区分	助成対象者／助成 率／限度額／期間	事 業 の 内 容	対 象 経 費	
			経費区分	内 容
製 品 分 野	県内中小企業者の 売上拡大のため、出 口を見据えた目利 き者の改良やプロ モーションの助言 等を受けた内容に 関して、売れる商 品・製品へと変身さ せることを希望す る県内中小企業者 ・助成率：1/2以内 ・上限額：1,000千 円 ・期 間：1年以内	1 商品・製品の改良事業 ① 商品・製品の開発研究に関する事業 ② 商品・製品の事業化に関する事業 イ 商品・製品の商品化のための試作、改 良 ロ 商品・製品のデザイン等の改善 ハ 商品・製品の分析・調査 ③ 商品・製品の事業化のために、日本国特許 庁へ特許、実用新案、意匠、商標等を新たに申請し、その知的財産権を活用して事業展開を図るもの ④ 上記③の知的財産権の取得のための先行調査事業（上記③の申請に付随するものに限る。） ⑤ 商品・製品の売上拡大につながる調査（実証実験や比較実験など） ※展示会の出展に係るものは対象外とする。 ⑥ その他、商品・製品の改良として理事長が 適当と認めたもの	謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、社員旅費
			開発事業 費	原材料費、機械装置又は工具器具 の購入・借用、製造・改良、据付 け、保守又は修繕に関する経費、 産業財産権等の導入に要する経 費、外注費（試験、検査等を含む）、 コンサルタント料、調査研究費
			庁費	印刷製本費、資料購入費、通信運 搬費、借損料、消耗品費、雑役務 費
			委託費	開発事業費の一部を委託する経費
			知財関連 経費	日本国特許庁への申請及び国内代 理人に要する経費（注：申請と同 時に審査請求を行う場合は、その 経費も対象とする。）
			理事長が 適当と認 める経費	本事業を実施するために理事長が 適当と認める経費
		2 販路拡大プロモーション事業 ① 商品・製品の売上拡大につながる動画やコ ンテンツ制作、HPの修正など ② 独自で参加する展示会、商談会、催事等に 参加するための費用 ③ その他、販路拡大プロモーション事業とし て理事長が適当と認めたもの ※当財団と共同出展する展示会の出展に係るも のは対象外とする。	謝金	専門家謝金
			旅費	専門家旅費、社員旅費
			庁費	賃借料、印刷製本費、資料購入費、 通信運搬費、借損料、消耗品費、 雑役務費、保険料
			外注費	コンテンツ制作や調査等の一部を 外注する経費
			理事長が 適当と認 める経費	本事業を実施するために理事長が 適当と認める経費